6　前四項の承認を受けようとする第一種特定事業者、第一種特定連鎖化事業者、第一種認定管理統括事業者又は第一種管理関係事業者（以下「第一種特定事業者等」という。）は、様式第六に次の書類を添えて、経済産業大臣（当該第一種特定事業者等の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）に提出しなければならない。

一　前四項の選任を必要とする理由を記載した書類

二　前四項の規定により選任するエネルギー管理者の執務に関する説明書

（エネルギー管理者の業務）

第十八条　法第十一条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

第十九条　法第二十二条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

第二十条　法第三十三条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

3　前項の承認を受けようとする第一種特定事業者は、様式第六に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　前項の選任を必要とする理由を記載した書類

二　前項の規定により選任するエネルギー管理者の執務に関する説明書

［新設］

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

第二十一条　法第四十一条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

（エネルギー管理者の選任又は解任の届出）

第二十二条　法第十一条第二項、第二十二条第二項、第三十三条第二項又は第四十一条第二項の規定による届出は、エネルギー管理者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してしなければならない。

［削る］

（エネルギー管理員の選任）

第二十三条　法第十二条第一項、第十四条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第四十二条第一項又は第四十四条第一項の規定によるエネルギー管理員の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一・二　［略］

（エネルギー管理者の選任又は解任の届出）

［新設］

第九条　法第八条第二項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、エネルギー管理者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してしなければならない。

（エネルギー管理者の業務）

第十条　法第十一条（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第十七条の報告書に係る書類の作成及び法第八十七条第三項の報告に係る書類の作成

（エネルギー管理員の選任）

第十一条　法第十三条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定によるエネルギー管理員の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一・二　［略］